

# 平成28年度中国地方整備局コンプライアンス報告書

平成29年7月31日

中国地方整備局は、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、毎年度、「中国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、取組みを実施しているところである。

本報告書は、平成28年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画に基づき実施した取組みとそれに対する評価について取りまとめたものである。

## ■平成28年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画

注) 青線囲み部分は「コンプライアンス推進計画」、赤線囲み部分は「取組状況」、緑線囲み部分は「コンプライアンス推進本部長による評価」を記述

### はじめに

職員一人ひとりが適正に職務を行うためには、国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を正しく理解した上で、コンプライアンス意識を持ち続けることが必要であり、そのためには、研修や職場での啓発活動等を繰り返し行うことが重要である。

この理念に基づき、平成27年度まで、国家公務員法等の関係法令を正しく理解すること、これらのコンプライアンスに関するルールができた背景を知り、より理解を深めること、そして、職員一人ひとりがコンプライアンスを自分自身のこととして、高い意識を持って行動できるようにすることに重点をおいて取組みを行ってきたところである。これまでの取組みによって、職員のコンプライアンス意識は向上し、一定の成果が上がってきたところではあるが、官製談合など、組織の信頼を失わせる事案を発生させないためには、引き続き、職員の意識を高いレベルで維持していくことが必要である。

このため、平成28年度は、これまでの取組みの継続を基本として、コンプライアンスの推進を図っていくこととする。

取組みにおいては、職員の参加意欲をより引き出すために、職員自らが自主的にコンプライアンス意識を高められる仕組みを活用する一方で、取組みの意図や実施時期等を勘案して、可能なものは集約するなど負担を考慮しつつ、効果を高める工夫も行っていくこととする。

併せて、上司が部下とコミュニケーションを図り、不当行為は絶対に容認しないという姿勢が部下に伝わるような職場作りや、職員を孤立させない風通しの良い職場環境を作るように取り組んでいくことが重要である。

これらを踏まえ、平成28年度コンプライアンス推進計画を以下のとおり策定する。

# 1 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。

また、局長等組織のトップが、直接、職員にコンプライアンス等について話す機会を作る。

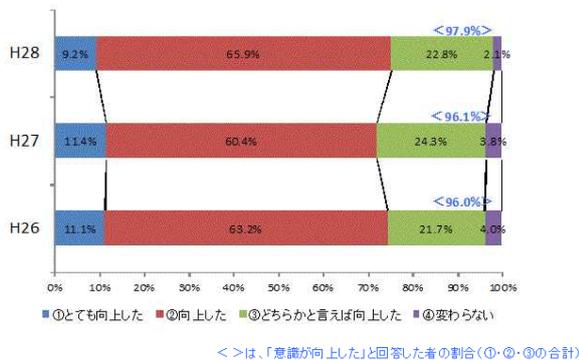
## ■ 取組

局長、副局長及び部長は、職員研修における講話中、あるいは事務所訪問時等において、コンプライアンスに関する考え方を伝えた。

また、コンプライアンス意識及び行動の変化、各取組の効果等を把握するため、本局の課長、事務所の所長・副所長・課長・出張所長を対象にアンケート調査を実施した。

## (アンケート調査結果抜粋)

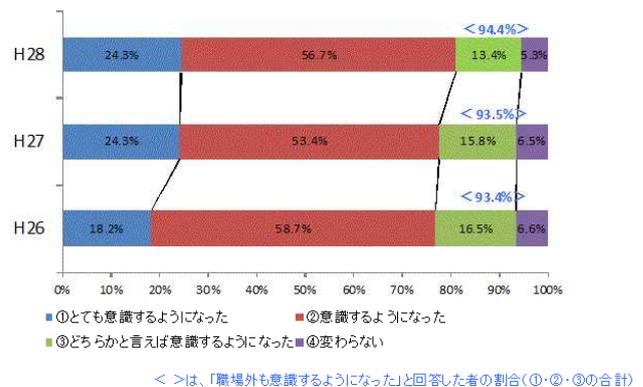
Q1 この1年間、コンプライアンスの推進に向けて取り組むことによって、コンプライアンスの意識が向上したか。



「変わらない」と選択した理由

- ◆ 継続的な取組によってコンプライアンスに対する高い意識が維持できており、この1年で特に向上したということではない。
- ◆ 元々低いとは思っていない。

Q6 この1年間、コンプライアンスの推進に向けて取り組むことによって、職場外の行動においてもコンプライアンスを意識するようになったか。



「変わらない」と選択した理由

- ◆ 継続的な取組によって日頃から意識して行動している。

## (1) コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員及び事務所のコンプライアンス指導者を講師とし、本局が全職員を対象とするコンプライアンス講座を実施する。

### ■ 取組

本局職員を講師とし、全職員を対象に10月から1月までの間、本局、各事務所及び各管理所においてコンプライアンス出前講座を36回実施した。また、受講履歴を整備し、同講座を受講できなかった者に対しては、各事務所または各管理所のコンプライアンス指導者が講師となり、フォローアップ講座を行うことにより、全職員が受講した。

講座では、国家公務員倫理法・規程、発注者綱紀保持規程及び官製談合防止法ができた背景・経緯等を説明するとともに、最新の談合案件や他の機関で発生した収賄案件を取り上げ、倫理規程に関するDVDを視聴した。



## (2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

### ①コンプライアンス講習会

発注者としてのコンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深める目的で、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

#### ■取組

各地区7箇所において外部講師によるコンプライアンス講習会を開催し、288名が受講した。なお、近隣事務所において開催される講習会にも参加できるよう連絡調整を図った。

#### ○コンプライアンス講習会開催状況

地区	講師	演 題	開催時期	受講者数
広島	公取委	入札談合防止に向けて	H28.10.12	43名
山口	民間企業	コンプライアンス確保の取組み	H28.12. 6	51名
鳥取	弁護士	入札談合等不正事案における職員の法的責任	H28.12.15	28名
岡山	弁護士	発注機関として注意すべきこと	H29. 1.20	70名
鳥取	民間企業	××からコンプライアンスを考える	H29. 2.14	24名
島根	民間企業	××からコンプライアンスを考える	H29. 3. 6	33名
鳥取	弁護士	外から見た公務員のコンプライアンスについて	H29. 3.14	39名

※××は職業名が入るため、表記を控えています。



## ②幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員(事務所長、副所長を含む)を対象に、組織の管理職として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図る目的で、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

### ■取組

国土交通大学校の教授を招き、幹部職員を対象としたコンプライアンス講習会を実施し、144名が受講した。

平成28年9月13日 コンプライアンス講習会  
演題:コンプライアンスについて



## (3) 職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、可能な限りすべての人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

### ■取組

中国地方整備局で実施した26の人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにおいて、コンプライアンスに関する講義を実施し、管理職を含む延べ315名の職員が受講した。

#### (4) コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを四半期に1回、全職員を対象に実施する。

原則として所属単位を基本とし所属職員全員が参加して、本局が提示した具体的な共通テーマ並びに本局及び各事務所において選定したテーマにより、一人ひとりの理解が深まるような工夫を行う。

なお、ミーティング結果の報告を義務付け、質問に対してはフォローアップを行う。

#### ■取組

本局及び各事務所等において、コンプライアンス・ミーティングを年4回(四半期に1回)開催した。実施日やグループを分割したり、所属のミーティングに参加できなかった職員を集めて実施するなど、全職員がミーティングに参加できるよう工夫した結果、第1回目99.4%、第2回目98.1%、第3回目99.1%、第4回目99.3%の職員が参加した。

ミーティング内容に関する質問に対しては、本局で回答を作成し、フォローアップを行った。

職員一人ひとりが自らの問題として捉えられるよう、第2回ミーティングにおいては、過去当地整において実際に発生した利害関係者との不適切な事例をモデルにテーマを作成し、第4回ミーティングにおいては、本局及び事務所が主体的に身近なテーマを選定した。第4回ミーティングで実施したテーマと所見は、全事務所に水平展開し、実施上の参考とした。

ミーティングの運営にあたっては、職員一人ひとりが考え、できるだけ多くの者が発言できる機会をつくり、より活発な意見交換を行った。

事務所が独自に取組みを行った主な事例は、以下のとおりである。

- ・各所属でのミーティングの効果を高めるために、まず幹部会議で実際にミーティングを行って留意点や参考事項等を整理した上で実施した。
- ・事務所長や副所長が、各所属のミーティングに参加して助言を行った。

## (5) eラーニング

職員が自主的にコンプライアンスに関する正しい知識と理解を深められるようにするために、eラーニングを活用する。

### ■取組

eラーニングについては、職員が、いつでも学習、テスト、DVD視聴を自主的に行えるよう措置するとともに周知した。また、個人毎に受講履歴を整備し、適宜受講を促した。

同システムが積極的かつ円滑に活用されるよう、発注者綱紀保持にかかるテスト、セルフチェック、行動チェック及び幹部向けアンケートについて、同システムを活用し実施した。

The screenshot shows a web browser window displaying an e-learning system. The browser is Internet Navigaware. The page has a blue header with the system name and navigation tabs: Welcome, 受講 (Enrollment), 受講申請 (Enrollment Application), and ナレッジ (Knowledge). Below the header, there are navigation icons and a search bar. The main content area is titled 'コース一覧' (Course List) and contains a table of courses. A left sidebar shows a category tree with options like '受講中' (In Progress) and 'すべて' (All). The table lists various courses, including compliance training and self-checks, with columns for course name, course details, affiliation/class name, status, and application for completion.

コース名	コース案内	所属/クラス名	状態	修了申請
一元的な文書管理システム(利用者編)	案内	中国地方整備局	受講中	-
平成28年度セルフチェック	案内	中国地方整備局	受講完了	-
発注者綱紀保持1	案内	中国地方整備局	受講完了	-
発注者綱紀保持2(テスト)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
発注者綱紀保持3(DVD)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
発注者綱紀保持4(行動チェック)	案内	中国地方整備局	受講完了	-

## (6) コンプライアンスに関する情報提供

不祥事事例などのコンプライアンス意識の醸成に資する情報提供をイントラネット、メール、諸会議等を活用して行う。

### ■取組

公務員の懲戒処分等不祥事案をとりまとめ、各部・各事務所等に毎月情報提供した。各部・各事務所等においては、定例会議等を活用し職員周知を行った。

### 公務員の不祥事等に係る事案 (H28. 11)

#### 《一般服務関係》

	●親睦会費を着服
所 属	・[ ]市
行為者	・総務部の男性主事 (2 2)
処分等	・停職1年の懲戒処分
概要等	→男性主事は、会計を担当した課の親睦会費を着服し、たばこ代や飲食費、遊興費などに使ったという。後任の担当者が、使途不明金に気付いて発覚した。 →男性主事は「大変申し訳ないことをした」と話しており、全額返済した。 →また、男性主事は1カ月間で23日欠勤し、うち9日は無断欠勤だった。
	●インターネットに水道利用者を中傷する書き込み
所 属	・[ ]市
行為者	・上下水道局職員 (4 4)
処分等	・名誉毀損と地方公務員法違反の疑い
概要等	→職員は、業務上知り得た水道利用者である[ ]市の不動産業男性 (40代) の個人情報 (名前、住所、電話番号、勤務先及び預金口座番号) とともに「内部情報を不正流出し、解雇される」などと中傷する内容の書き込みを、携帯電話からインターネット上の掲示板に書き込んだ疑い。 →職員は、「窓口に来たときの態度に腹が立った。」と容疑を認めており、その他にも職員が他の個人や企業についても計20回以上、同様の書き込みをしたのを確認した。

## (7) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、定期的に全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを表示する。

### ■ 取組

毎月第2・第4月曜日において、パソコンの立ち上がり時にコンプライアンス遵守メッセージを表示した。

メッセージは、最初の画面に職員に伝えたいキーワードを表示し、次の画面で解説を表示するよう、2段階に分けてポップアップするよう工夫した。

〈表示内容〉

- ・通報窓口(内部窓口及び公正取引委員会等)
- ・発注事務の定義
- ・不当な働きかけの対応ルール
- ・入札談合等関与行為
- ・秘密の保持

### (例) 入札談合等関与行為

しじ ひょうめい ろう ほうじょ  
**指示、表明、漏えい、幫助**

これらは、官製談合防止法(第2条第5項)で定められた  
入札談合等関与行為の4類型です

※高知事案は、「漏えい」でした

次へ

公正取引委員会が認定した事案等の【事案】に、  
発注時の職員が関与したと認定されると!

官製談合防止法に基づき行政庁が調査を実施し、その結果と【改善指図】の内容を組織として、  
公表する必要があります。

また、関与した職員は調査結果に基づき、【高知事案認定】や【取次処分】がなされます。

**入札談合等関与行為の具体例**

- ① 談合の明示的な**指示**  
発注者以上の中間業者を指示し、その調整等を指示すること
- ② 受注者に関する意向の**表明**  
発注担当職員が、受注者を特定する発注者の指示や指名をすること
- ③ 発注に係る**秘密情報の漏えい**  
本来公開していない予定価格、指名競争書、技術評点等、漏洩すること
- ④ 特定の談合の**幫助**  
発注者が作成した調付表の裏付け、発注方法を調整して、特定の入札談合を容易にすること

中国地方整備局コンプライアンス推進本部  
(このメッセージ表示は、平成28年度中国地方整備局  
コンプライアンス推進計画(17)に基づき実施しています)

確認

### (例) 秘密の保持

通報窓口への通報は

- ・違反行為の未然防止
- ・事態の深刻化の回避

に役立ちます

◆中国地方整備局 内部通報窓口◆  
tsuhou@cgr.milt.go.jp  
※匿名による通報も可能です

◆中国地方整備局 外部通報窓口◆  
倉田・井上法律事務所 倉田井上 弁護士  
【郵便先】〒730-0014 広島市中区上鞆町3-25 レオビル 4F  
【FAX】082-228-8100

整備局以外にも、通報できる窓口があります

次へ

他に相談、通報できる窓口は・・・

倫理法・倫理規程に関する  
通報・相談

公務員倫理ホットライン  
(倫理委員会)

【TEL】03-3581-5344  
【FAX】03-3581-1802  
【郵送】〒100-8913  
東京都千代田区霞が関1-2-3  
国家公務員倫理審査会事務局  
公務員倫理ホットライン 宛  
【F-E】r1ariml@n1.gj.jp

独占禁止法及び官製談合防止法に関する  
通報・相談

公正取引委員会  
近畿中国四国事務所中国支所

【TEL】082-228-1501  
【FAX】082-223-3123  
【郵送】〒730-0012  
広島市中区上八丁堀6-30  
(広島会館庁舎第4号館)  
公正取引委員会  
近畿中国四国事務所中国支所  
総務課 宛

中国地方整備局コンプライアンス推進本部  
(このメッセージ表示は、平成28年度中国地方整備局  
コンプライアンス推進計画(17)に基づき実施しています)

確認

## (8) コンプライアンス行動チェック

職員自らが、定期的に公務員倫理、発注者綱紀保持等のコンプライアンス行動チェックを実施して、コンプライアンスの徹底を図る。

### ■ 取組

平成29年1月～2月に、eラーニングを通じて、全職員が日頃の行動や考えについて自己点検を実施した。

### (行動チェック抜粋)

**コンプライアンス行動チェック 1**

各自で、チェック項目毎に法令等に照らして遵守できているかどうか「○」or「×」でチェックしてみましょう。

1. 服務  
遅刻をせず勤務時間を守り、勤務時間中は職務に専念している

○  
 ×

2. 服務  
勤務時間外においても、常に公務の信用を念頭に置いて行動している

○  
 ×

3. 倫理  
利害関係者と割り勘で飲食した場合、領収書等により飲食にかかった費用の確認を行っている

○  
 ×

4. 倫理  
通勤や業務において、利害関係者の自動車に同乗してはならない

○  
 ×

## (9) コンプライアンス・ハンドブック

職員がコンプライアンスを常に意識した日々の行動に役立てるために、コンプライアンスに関する基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを活用する。

### ■ 取組

配布したコンプライアンス・ハンドブックをコンプライアンス・ミーティングに持参させ、その記載されている内容を確認しながら、ミーティングを実施した。



目 次	
1. 国家公務員の服務	2頁
2. 国家公務員の倫理	6頁
3. 発注者編記保持	13頁
4. 入札談合等関与行為の防止	17頁
5. 不当要求行為関係	19頁
6. 公用携帯電話等の管理（個人情報管理）	24頁
7. 交通事故発生時の対応	26頁
8. 飲酒運転の防止	27頁
9. 適正な請負（車両管理業務）	29頁

### 1. 国家公務員の服務

#### 服務の根本基準

○すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

#### 具体的な服務義務

- 法令及び上司の命令に従う義務
  - ・職員には、その職務を遂行するに際し、①法令遵守義務、②上司の命令に従う義務が課せられます。
- 争議行為等の禁止
  - ・争議行為は、公務の停廃をもたらし、国民全体の利益に重大な影響を及ぼすか、又はそのおそれがあります。
- 信用失墜行為の禁止
  - ・職員の非違行為は、職場に対する信頼を損ね、更には公務全体の信用を失うことになりかねません。
  - ・信用失墜行為には、職務上の行為だけでなく、勤務時間外の私生活上の行為も含まれます。
  - ・職務に係る倫理に関しては、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程が定められ、利害関係者から贈与や供応接待を受けることなどの具体的な禁止行為が規定されています。

### 2. 国家公務員の倫理

#### 倫理行動規準

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、差別的取扱いをせず、常に公正に職務を執行する。
- 職務や地位を私利私欲のために用いない。
- 国民の疑惑や不信を招く行為をしない。
- 公共の利益の増進のために、全力を挙げて職務に取り組む。
- 勤務時間外であっても、公務の信用への影響を常に認識して行動する。

#### 利害関係者とは

○許認可、補助金、検査・監督、処分・指導、契約など職員が職務として携わる事務の相手方となる事業者等をいいます。

- ※事業者等とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。
- ※利害関係者が民間企業などである場合、その企業の利益のためにあなたと接触しているとみられる役員、従業員などは利害関係者とみなされます。
- ※各省の委託を受けて土地の測量や資料の作成等の業務を行う事業者等の従業員（例：現場技術員等）は、利害関係者に該当します。
- ☆同一省内の職員同士は利害関係者にはならないものとして取り扱っています。
- ☆事業者として職員と接触する場合を除き、政治家は通常は利害関係者に該当しません。また、取材活動をしている記者も一般には利害関係者に該当しません。

## ■ 評価

- ・ コンプライアンス出前講座については、受講履歴を整備し、出前講座を受講出来なかった職員に対し、コンプライアンス指導者である副所長がフォローアップ講座の講師を務めることにより、全職員を参加させることができた。
- ・ 外部講師によるコンプライアンス講習会については、各地区で講師を選定し、管内各地区(7箇所)において積極的に実施することができた。
- ・ 職員研修におけるコンプライアンス講義については、可能な限りすべての人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにおいて、講義を設けることができた。
- ・ コンプライアンス・ミーティングについては、年4回のミーティング全てに全職員を参加させることはできなかったが(平均参加率は99.0%)、4回のうちいずれかのミーティングに参加させることができた。

また、実施にあたっては身近な事例を活用し、所属職員が自分自身の問題として考えられるよう工夫して取り組むことができた。

さらに、ミーティングの運営にあたっては、職員一人ひとりが考え、出来るだけ多くの者が発言できる機会を作ることで、活発な意見交換ができた。

- ・ eラーニングについては、所属職員が自主的に学習することができるよう教材を提供することができた。また、個人毎に受講履歴を整備し、受講を促すことにより、99.7%の職員を受講させることができた。
- ・ コンプライアンス・ハンドブックについては、全てのミーティングにおいて、その内容を確認させるなど、有効に活用することができた。

以上のとおり、各取組みを実施することにより、職員のコンプライアンス意識の醸成が効果的に図られた。

今後も、各取組みはコンプライアンス意識を高いレベルに維持していくうえで有効であるため、引き続き取り組んでいく必要がある。

## 2 事務所のコンプライアンス指導者の育成

### (1) 管理職（副所長）研修

事務所の副所長を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図り、事務所におけるコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことを目的に、管理職（副所長）研修を実施する。

#### ■ 取組

副所長を対象とする管理職（副所長）研修を5月に実施し、14名が受講した。研修では、管理職目線による職場におけるコンプライアンス上の問題を抽出して、その対処法について意見交換を行った。受講した副所長は、事務所の定例会等における管理職員への指導、本局が開催するコンプライアンス出前講座のフォローアップ講師、研修報告会の開催等を行った。また、国土交通大学校で実施されたコンプライアンス指導者養成研修に、副所長1名が参加した。



平成28年度 管理職（副所長）研修 日程表

		10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
5月24日 (火曜)	7:30 起床	◆平成28年度 管理職(副所長)研修 期間:平成28年5月24日(火)~5月27日(金) 場所:中国技術事務所(研修棟)					13:40 0:45 14:20 14:30 14:55 オリエンテーション	14:30 14:55 開講式	15:00 2:55 15:55 講義	18:00 2:00 18:00 技術者倫理	18:00~ 徹夜降納
5月25日 (水曜)	8:00 国政結構	9:30 1:00 11:00 職員のメンタルヘルス対策 広島産業保健総合支援センター 副所長 加藤 朝子	11:10 1:20 12:30 発注機関における コンプライアンス 企画部 技術開発管理官 後森 正一	12:30 13:30 休憩	13:30 1:00 14:30 用地取得に係る コンプライアンス 用地部 用地確保管理官 奥藤 重吉	14:40 3:00 15:40 不適切事案から学ぶ 総務部 予算課管理官 窪田 豊	15:50 2:00 17:50 企業におけるコンプライアンスの取組み (社)中国地域ニュービジネス協議会 参与 藤村 文夫	18:00 2:00 18:00 夕食・入浴	22:30 施設		
5月26日 (木曜)	8:15 朝食	9:20 2:00 11:20 ワークライフバランス	11:30 1:00 12:30 勤務時間及び業務管理 総務部 人事計画官 櫻村 宗宏	12:30 1:00 14:50 14:50 発注者謝辞保持	13:30 1:20 14:50 14:50 課題研究 酒正業務管理官 平川 雅文	15:00 3:00 17:50 課題研究 酒正業務管理官 平川 雅文	18:00 2:00 18:00 清灯	23:00 清灯			
5月27日 (金曜)	18:00 夕食	9:20 1:20 10:40 国家公務員倫理 人事院中国事務所 総務課長 小田川 康	10:50 1:40 12:30 課題研究(発表会) 酒正業務管理官 平川 雅文	13:30 12:50 14:00 14:30 研修の まとめ	14:30 14:55 14:55 閉講式	上段:講義名を記入 下段:講師名を記入					

## (2) コンプライアンス（課長）セミナー

事務所の課長を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通し、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図るとともに、事務所におけるコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことを目的に、コンプライアンス（課長）セミナーを実施する。

### ■ 取組

事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官を対象とするコンプライアンス（課長）セミナーを6月に実施し、30名が受講した。

セミナーでは、コンプライアンス推進の指導者として、コンプライアンス・ミーティングをより実効あるものとするための課題や工夫すべき点等について情報交換を行った。

受講した課長等は、ミーティングの進め方の指導、ミーティングの独自テーマの作成、所内勉強会の講師等を行った。



## 平成28年度 コンプライアンス（課長）セミナー日程表

場所：中国地方整備局（中国技術事務所）研修所

	9:15	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
6月13日 月曜日						14:00 オリエンテーション	14:20 講話 総務部長	15:00 (11:00) 発注者側紀保特 適正業務管理官	16:00 公務員倫理 総務部 人事計画官	17:00 適切な会計処理 総務部 予算調整官	
6月14日 火曜日	7:30 起床準備 8:00～ 園芸場 ラジオ体操 8:30～ 朝食	9:30 (1:30) 発注機関におけるコンプライアンス (品徴法など) 企画部 技術管理課長	11:00 (1:20) 適切な課員 広島労働局 職業安定部 労働調整事業課	12:30 (1:00) 昼食・休憩	13:30 (1:20) 強占禁止法・官製紙台紙法 公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所中国支所	14:50	15:00 (1:00) 用地取得に係るコンプライアンス 用地部 用地補償管理官	16:00 (1:50) コンプライアンスミーティング 演習 適正業務管理官	18:00 備後降納 夕食 入浴 22:30 門閉		
6月15日 水曜日		9:30 (1:20) 課題研究 適正業務管理官	11:00 (1:30) 課題研究 (全体発表) 適正業務管理官	12:30 (1:00) 昼食・休憩	13:30 (0:50) セミナー まとめ 総務部長 交付	14:20					

## ■ 評価

- ・ 研修及びセミナーに対象職員を積極的に参加させ、45名のコンプライアンス指導者を育成することができた。
- ・ 受講者をコンプライアンス指導者として事務所内のコンプライアンス推進のための取組みに積極的に活用することができた。

今後も、各取組みは事務所におけるコンプライアンス推進に効果的であるため、引き続き取り組んでいく必要がある。

### 3 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

#### (1) 発注者綱紀保持の周知徹底

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底する。また、全職員を対象に発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。
- ② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法について周知徹底する。

#### (2) 公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守については、上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。

また、全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

#### ■取組

コンプライアンス出前講座、職員研修、講習会等を通じて、発注者綱紀保持及び公務員倫理に関する意識の醸成を図った。また、セルフチェックは全職員が行い、その結果を踏まえ、全職員が正しく理解できるように管理職員から所属職員に対してフォローアップを実施した。

なお、事務所においては、職員一人ひとりが発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理法や倫理規程に規定する「職員が遵守すべき事項」や「責務」について正確に理解できるよう、以下のとおり取り組んだ。主な事例は、以下のとおりである。

- ・定時退庁の呼びかけとともに、コンプライアンス情報をメールで発信した。
- ・事務所独自でコンプライアンスに関する勉強会を実施した。
- ・事務所のイントラネット上にコンプライアンスコーナーを設置し、情報共有を図った。
- ・公務員の不祥事案等に関する「コンプラ情報」を作成し、所課長会において説明し、所属職員に周知徹底するよう指示した。
- ・コンプライアンス・カード等の携帯状況を定期的に確認した。

### (3) 談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

「1 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等では、発注者綱紀保持規程、倫理規程、官製談合防止法、国家公務員法、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義等を実施し、その中でこれらのコンプライアンスに関するルールができた背景を説明し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識や入札談合等関与行為の絶対悪について基本的理解を深めるなど、コンプライアンスについて周知徹底を図る。

#### ■取組

コンプライアンス出前講座や職員研修において、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、国家公務員法、倫理規程、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義を行った。また、講義において、これらのコンプライアンスに関するルールができた経緯・背景を説明するとともに、実際の違反事例や処分事例等を盛り込むことにより行為の違法性をより認識できるよう工夫した。

### (4) 事業者に対する発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の遵守のための協力依頼

発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の取組みや、コンプライアンス推進計画について、事業者、事業者団体等に対し、ホームページ掲載や会合等の場において紹介するなどにより、協力依頼を行う。併せて、執務室の入口等に、執務室への入室にあたっての協力依頼を掲示する。

#### ■取組

中国地方整備局ホームページで、発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を事業者等が閲覧できるようにしている。また、事業者団体(42団体)との意見交換会等の場においても、協力依頼を行った。さらには、建設工事等の競争参加資格者に送付する一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に同取組みにかかるリーフレットを同封し、協力を依頼した。

各事務所等の執務室入り口等に、執務室への入室制限の協力依頼を掲示するとともに、掲示状況及び事業者等の入室状況を点検し、必要に応じ改善等の措置を行った。

## (協力依頼チラシ1)

### 事業者の皆様へお知らせ

中国地方整備局では、発注事務に係る綱紀保持を徹底しています。  
**事業者の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。**

**【具体的な発注者綱紀保持の取組】**

- 事業者等との応接方法は、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することを基本としています。
- 事業者等から不当な働きかけを受けた時は、報告・記録・公表されます。
- 秘密の漏洩の防止を図るため、執務室への自由な出入りが制限されています。

**【国家公務員倫理法等の紹介】**

- 利害関係者から金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、無償で役務の提供を受けることや利害関係者と麻雀・ゴルフ・旅行等をすることは禁止されています。

**不当な働きかけは、報告・記録・公表されます！**

不当な働きかけとは

- 予定価格を聞き出す行為
- 入札参加要書を聞き出す行為
- 技術評価点を聞き出す行為
- 非公開の情報を聞き出す行為

＜執務環境の整備等の事例＞



入室制限のお願いを掲示しています  
 オープンな場所に対処します

※詳しくは、中国地方整備局ホームページ「コンプライアンス推進計画」をご覧ください  
 ＜問い合わせ先＞  
 国土交通省 中国地方整備局 適正業務管理官  
 Ⅸ 082-221-9231

## (協力依頼チラシ2)

発注者綱紀保持の取り組み等についての協力依頼

**有資格業者の皆様へ**

中国地方整備局長

中国地方整備局では、発注者としての関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図るとともに、事業者との応接にあたっては国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底するために、職員が守るべき規範として、平成18年4月に「中国地方整備局発注者綱紀保持規程」を制定し、発注事務に係る綱紀保持を徹底しているところです。

平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、当省の職員が入札談合等関与行為を行ったとして、公正取引委員会から「首談談合防止法」に基づく改善措置要求等を受けられたことから、国土交通省として取り組むべき「当面の再発防止対策について」が緊急的にとりまとめられました。中国地方整備局としても「コンプライアンス推進計画」を策定し、その中で更なるコンプライアンスの推進の強化に取り組んでおり、今後あらためて中国地方整備局の発注者綱紀保持の取り組みと国家公務員倫理の遵守について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

**【発注者綱紀保持の取り組みの紹介】**

- 職員が事業者の皆様と応接するときは、**オープンな場所**で複数の職員で対応することを基本としております。
- 事業者の皆様への**執務室への出入りを制限**させていただいております。
- 発注事務に関して、職員が事業者の皆様から**不当な働きかけ（例えば、未公表情報の提供要請等）を受けたときは、これを報告、記録、公表**することとしております。
- 職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の**通報制度**を設けております。

**【国家公務員倫理法等の紹介】**

- 職員が「契約の相手方」、「許認可の相手方」等の利害関係者から、**金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、無償でサービスの提供を受けること**や利害関係者と**麻雀・ゴルフ・旅行等**をすることは、国家公務員倫理法・倫理規程において禁止されています。

コンプライアンス推進計画など関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓  
 中国地方整備局ホームページ：<http://www.cgr.mlit.go.jp/soumu/compliance.htm>

**【問い合わせ先】**  
 国土交通省 中国地方整備局 適正業務管理官  
 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館  
 電話 082-221-9231 内線2121

## (郵送リーフレット表)

### 発注者綱紀保持にご協力願います

中国地方整備局では、発注事務に係る綱紀保持に取り組んでいます。  
**～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～**

～事業者の皆様との応接について～

- ご用の方は、受付カウンター、もしくは付近の職員にお申し出ください。
- 執務室への入室制限にご協力をお願いします。
- オープンな場所での打合せをお願いしており、複数の職員による対応を基本としています。

オープンな場所での打合せをお願いしております。(イメージ図)



**不当な働きかけは、記録・公表されます！**

不当な働きかけとは、公表前における

- 予定価格を聞き出す行為
- 入札参加要書を聞き出す行為
- 技術評価点を聞き出す行為
- 非公開の情報を聞き出す行為

等の個別契約に関する要求行為が該当します。

**NO!**

××工事の予定価格がいくらか教えてくれ

記録・公表されます

中国地方整備局 コンプライアンス推進本部  
 ＜問い合わせ先＞  
 中国地方整備局 適正業務管理官  
 Ⅸ 082-221-9231  
 ※詳しくは、中国地方整備局ホームページ「コンプライアンス推進計画」をご覧ください

## (リーフレット裏)

中国地方整備局では  
**国家公務員倫理の徹底に取り組んでいます**

～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～

国家公務員倫理規程では  
**契約の相手方等は「利害関係者」に該当します。**

～国家公務員と利害関係者との間で禁止される行為の例～

- NG!** 金銭・物品等の贈与を受けること  
※広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品を除きます。
- NG!** 応接接待を受けること
- NG!** 金銭の貸付けを受けること
- NG!** 無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けること
- NG!** ゴルフや旅行を共にすること
- NG!** 第三者に対して上記のような行為をさせること

中国地方整備局 コンプライアンス推進本部  
 ＜問い合わせ先＞  
 中国地方整備局 適正業務管理官  
 Ⅸ 082-221-9231  
 ※詳しくは、国家公務員倫理審査会HPをご覧ください



## ■ 評価

- ・ コンプライアンス出前講座、事務所内の定例会議等を通じ、職員が、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等に規定する「職員が遵守すべき事項」や「責務」について、正確に理解できるよう取り組むことができた。
- ・ 発注者綱紀保持及び公務員倫理に関するセルフチェックを行い、その結果を踏まえ、全職員が正しく理解できるように管理職員から所属職員に対してフォローアップを行うことができた。
- ・ 発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の遵守の取組みについて、事業者団体等との意見交換会等の場における紹介、及び一般競争参加資格認定通知書へのリーフレットの同封を通じ、事業者に協力を求めることができた。  
また、執務室への入室制限の掲示等を徹底することができた。

以上のとおり、各取組みを実施することにより、発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底が効果的に図られた。

今後も、各取組みは職員及び事業者への理解促進に有効であるため、引き続き取り組んでいく必要がある。

## 4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

### ■ 取組

コンプライアンス関係通報窓口への通報については、その重要性、及び通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないことについて、コンプライアンス出前講座、職員研修、パソコンのコンプライアンス遵守メッセージ表示等を通じて、周知を行った。

併せて、コンプライアンスに関する疑義については、上司への相談、イントラに開設しているコンプライアンス質問BOXの活用を周知した。

また、コンプライアンス・カード等の携帯状況を定期的に確認した。

なお、平成28年度において、コンプライアンス関係通報窓口への通報はなかった。

**仲間を救う あなたの勇気と その行動**

国家公務員法・国家公務員倫理法等、又は発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の通報窓口を下記のとおりです。

**メールで通報ができます**

[tsuhou@cgr.mlit.go.jp](mailto:tsuhou@cgr.mlit.go.jp)

【様式】  
○国家公務員法、国家公務員倫理法等違反に関する事案(様式)  
○発注者綱紀保持規程に関する事案(告知様式-1)

※匿名による通報もOKです

**外部窓口(弁護士)を経由して通報(FAX・郵送)ができます**

\*通報者を特定できるような個人情報、本人の同意がない限り外部窓口(弁護士)限りにおの、中国地方整備局及びその職員に提供されることは一切ありませんので、ご安心ください

倉田・井上法律事務所 倉田弁護士  
【郵送先】730-0014広島市中区上機町3-25レオビル4F  
【FAX】082-228-6100

【様式】  
○国家公務員法、国家公務員倫理法等違反に関する事案(様式)  
○発注者綱紀保持規程に関する事案(告知様式-2)

\*報告の方法は「国家公務員法、国家公務員倫理法等違反に関する外部窓口への通報手帳」又は「発注者綱紀保持規程に関する外部窓口」による。

※ 国家公務員法、国家公務員倫理法等に係る通報は、上記窓口のほか倫理管理官や上司等に対する通報、本省倫理通報窓口(電話(内線59970)対応時間10:00~17:00)e-mail [tsuhou@mlit.go.jp](mailto:tsuhou@mlit.go.jp))でも受け付けます。  
※ 発注者綱紀保持規程に係る通報は、面談・電話・メール・FAX等により「発注者綱紀保持担当者」(本局:道正業務管理官 事務所:事務副所長(置かれていない場合は総務課長、管理所は総務係長))でも受け付けます。

通報制度については、啓発を怠らざるなど、マイナスイメージを持たれる方もおられるかもしれませんが、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避することを通じて、信頼から守られることは行政運営の要諦にかなっています。  
また、職員が通報したことによって不利益な取扱いを受けることは一切ありません。  
職員の皆さんには、これらの周知をご理解いただき、ぜひ、ご協力をよろしくお願ひいたします。

①整備局窓口(匿名メール、弁護士)

**他の相談、通報できる窓口**

倫理法・倫理規程に関する 通報・相談	独占禁止法及び官製談合防止法に関する 通報・相談
<p><b>公務員倫理ホットライン</b> (倫理審査会)</p> <p>【TEL】03-3581-5344 【FAX】03-3581-1802 【郵送】〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 国家公務員倫理審査会事務局 公務員倫理ホットライン 宛 【メール】<a href="mailto:rinrimai@jinji.go.jp">rinrimai@jinji.go.jp</a></p>	<p><b>公正取引委員会</b> 近畿中国四国事務所中国支所</p> <p>【TEL】082-228-1501 【FAX】082-223-3123 【郵送】〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎第4号館) 公正取引委員会 近畿中国四国事務所中国支所 総務課 宛</p>

②他機関窓口(倫理審査会、公取委)

# 中国地方整備局コンプライアンス携帯カード

(表面)

◎ 入札談合等への関与行為(官製談合)の具体例

**【談合の明示的な指示】**  
 ・業者ごとの年間受注目標額を示し、その調整等を指示すること  
**【受注者に関する意向の表明】**  
 ・発注担当職員が、受注を希望する業者名の数示や指名をすること  
**【発注に係る秘密情報の漏えい】**  
 ・本来公開していない予定価格、指名業者の名称、総合評価選札方式における入札参加業者の技術評価点等、あるいはその入札を実施することを予定している事務所等の名称等を漏えいすること  
**【特定の談合の補助】**  
 ・業者が作成した割付表の承認や、発注方法を変更(分割発注)・発注基準の引下げ等)する等、特定の入札談合を容易にする行為

(表面)

中国地方整備局  
**コンプライアンス携帯カード**

◎ 発注者綱紀保持規程のポイント

**【国民の疑惑を招かないことが発注担当職員の責務】**  
 ・発注担当職員は、関係法令を遵守すると共に、常に公正な執行と透明性を確保し、問い合わせ等について必要な情報(公表された情報)を提供する等適切に処理しなければならない。  
**【発注事務に関する秘密の保持】**  
 ・発注担当職員は、公表されていない予定価格、競争参加業者名、発注計画等その他発注事務に関する秘密を保持しなければならない。担当職員でない職員、その他の者に数示若しくは示談、目的以外に利用してはならない。  
**【事業者等とは公平かつ適正な応接】**  
 ・事業者等との応接は、国民の疑惑や不信を招かないよう、原則として、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応すること。できない場合は、事前に所長長の承認を得るもの。

(裏面)

仲間を救う あなたの勇気とその行動

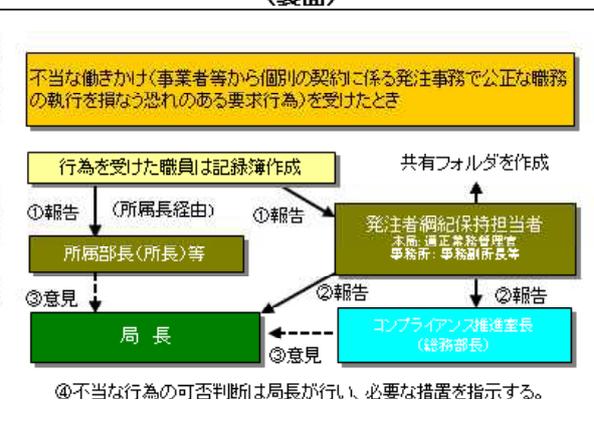
国家公務員法・倫理法・発注者綱紀保持規程等に抵触すると思われる事実を確認したとき

◎内部窓口【メール】でも通報できます  
 tsuhou@cgr.mlit.go.jp

◎外部窓口【弁護士へFAX・郵送】経由でも通報できます  
 倉田・井上法律事務所 倉田弁護士  
 郵送先: 780-0014 広島市中区上櫛町3-26Jビル4F  
 FAX: (082) 228-6100

※通報制度は、違反行為の未然防止や深刻化の回避に役立ち、国民から不信を招かれない行政運営に繋がります。(職員は通報によって、不利益な扱いを受けることは一切ありません。)個人情報は守られます

(裏面)



## 国家公務員倫理カード(倫理審査会作成)

～判断に迷ったときは上司や倫理担当部署に相談しましょう～

◆公務員倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は各府省等や倫理審査会に連絡してください。

あなたの所属組織の相談・通報窓口  
 (連絡先を記載しましょう)

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)  
 ☎ 03(3581)5344 FAX 03(3581)1802  
 〒100-8913 郵送 東京都千代田区雪が塚1-2-3 WEB 公務員倫理ホットライン 検索

※ 通報した方の氏名等は本人の同意がない場合には窓口職員にとどめるなど、通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。平成28年4月作成

国家公務員倫理審査会  
**国家公務員倫理カード**

倫理行動基準 (倫理規程第1条)

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- 職務や地位を私利私欲のために用いないこと
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること

利害関係者との間では、

- 香典・せん別・歳暮などの名目を問わず、金銭・物品等の贈与を受けること (例外: 広く一般に配布される宣伝用物品や記念品)
- 酒食等のもてなしなど、供応接待を受けること (例外: 会議での簡素な飲食、多数の者が出席する立食パーティー)
- 金銭の貸付けを受けること
- 自動車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること
- ゴルフや旅行を共にすること

利害関係者との間の行為以外にも、

- 同じ相手からの繰り返しものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けること
- つけ回しをすること
- 他の職員が倫理規程違反によって得た利益であることを知りながら、その利益を享受すること

などの行為が禁止されています。

利害関係者 職務として携わる許認可、補助金、立入検査、不利益処分、行政指導、契約等の事務の相手方など  
 判断に迷った場合には、倫理担当部署に相談しましょう。

利害関係者との飲食の際の注意事項

- 利害関係者と共に飲食することは、割り勘など利害関係者の負担によらない場合には認められます。
- ただし、自己負担が不十分で差額分を利害関係者が負担した場合(きちんと割り勘になっていない場合など)には、当該差額分の供応接待を受けたこととなります。
- 割り勘で飲食した後は、自己の費用を正しく負担しているかを領収書等で確認しましょう。

※ 利害関係者と共に飲食する際に、自己の費用が1万円を超える場合は倫理監督官への事前の届出が必要です。

## ■ 評価

- ・ コンプライアンス関係窓口への通報の重要性について、研修、コンプライアンス出前講座等を通じ、職員に理解させるとともに、通報した職員が不利益な取扱いを受けないことについて周知徹底を図ることができた。
- ・ 相談・問い合わせ窓口を周知するなど、職員が相談しやすい環境作りに努めることができた。
- ・ コンプライアンス・カード等の携帯状況を定期的に確認した。

以上のとおり、各取組みを実施することにより、コンプライアンス関係通報窓口を着実に周知することができた。

今後も、通報は違反行為の未然防止や事態の深刻化を防ぐために有効であるため、引き続き取り組んでいく必要がある。

## 5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

- ① 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」等に基づく技術資料と入札書の同時提出等を、着実に実施する。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理の徹底を行う。また、管理状況を定期的(少なくとも毎年度1回)に点検する。

### ■取組

本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」に基づき、技術資料と入札書の同時提出を、事務所の発注する施工能力評価型を適用する全ての工事について実施した。

また、各部・事務所において、発注事務に関する情報の管理状況について第1四半期中に点検を実施し、その結果を推進本部長あてに報告した。

### ■評価

発注事務に関する情報の適切な管理のため、技術資料と入札書の同時提出及び情報管理状況の点検を実施することができた。

今後も、他の機関の不正事案を踏まえ、不正行為が起きにくい入札契約手続き及び情報管理の更なる徹底を図っていく必要がある。

## 6 内部監査の実施

一般監査において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、引き続き、内部監査を実施する。

### ■取組

「平成28年度一般監査実施計画」に基づき、7事務所を対象に実施した。  
一般監査ではコンプライアンスに関する重点項目として、次の項目を監査した。

#### 【全地方整備局共通重点項目】

- ・コンプライアンス(コンプライアンス推進計画の取組について)

#### 【中国地方整備局の重点項目】

- ・行政情報の管理等について
- ・適正な業務執行の取組状況について
- ・ワークライフバランスの取組状況について
- ・入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止の取組状況について

### ■評価

コンプライアンスを内部監査の重点項目に位置付け、監査を実施することができた。

今後も、不正行為の防止を図るため、引き続き内部監査の重点項目に位置付け、監査を実施していく必要がある。

## 7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

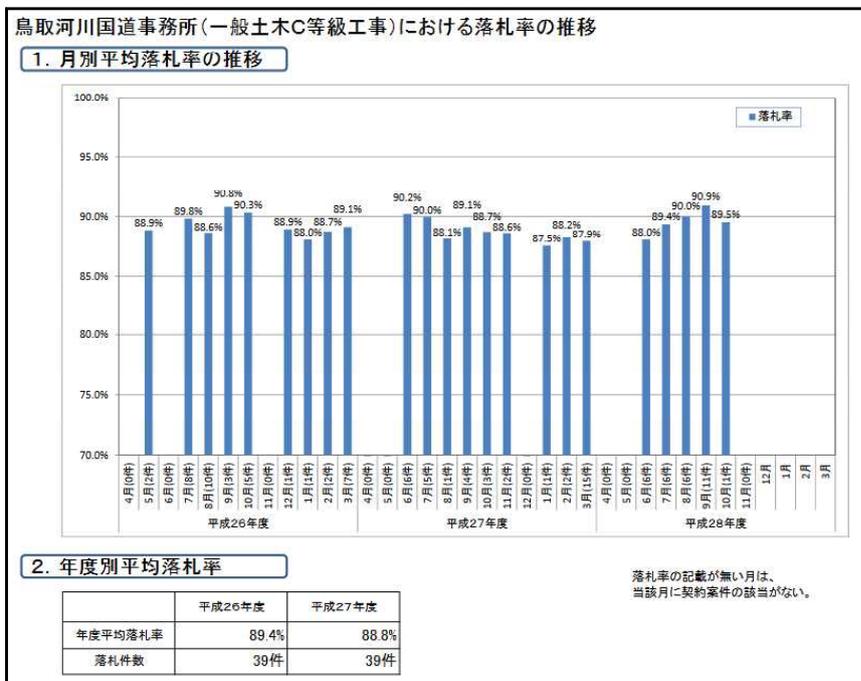
事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。

### ■取組

各事務所ごとの平成26年度及び平成27年度における年度別平均落札率、各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額および受注割合をホームページで公表した。

平成28年度落札分については、月別平均落札率の推移を翌月にホームページで公表した。

### (ホームページ抜粋)



鳥取河川国道事務所(一般土木C等級工事)における各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額および受注割合

NO	企業名	平成26年度		平成26年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計当初契約金額)	NO	企業名	平成27年度		平成27年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計当初契約金額)
		契約件数	当初契約金額(円)				契約件数	当初契約金額(円)	
1	八幡コーポレーション(株)	5	1,087,036,000	15.4%	1	(株)興洋工務店	3	1,769,688,000	25.2%
2	(株)興洋工務店	5	970,488,000	13.8%	2	やまこ建設(株)	8	1,569,672,000	22.4%
3	(株)藤原組	5	955,908,000	13.6%	3	八幡コーポレーション(株)	4	773,175,000	11.0%
4	やまこ建設(株)	4	744,120,000	10.6%	4	大和建設(株)	3	629,748,000	9.0%
5	(株)武発建設	3	652,752,000	9.3%	5	(株)藤原組	3	457,704,000	6.5%
6	美穂建設(株)	4	570,996,000	8.1%	6	こおげ建設(株)	3	440,208,000	6.3%
7	(株)栗山組	2	514,080,000	7.3%	7	(株)武発建設	2	393,376,000	5.6%
8	中一建設(株)	2	489,240,000	6.9%	8	中一建設(株)	2	326,816,000	4.7%
9	大和建設(株)	2	431,352,000	6.1%	9	(株)栗山組	2	289,676,000	3.8%
10	(株)大泉工業	2	148,176,000	2.1%	10	(株)大谷組	1	205,200,000	2.9%
11	開苑建設(株)	1	147,420,000	2.1%	11	(株)原田建設	1	127,116,000	1.8%
12	(株)寺谷組	1	116,316,000	1.6%	12	(株)西村組	1	98,360,000	1.4%
13	(有)中宿建設	1	108,080,000	1.5%	13				
14	(株)竹内組	1	84,996,000	1.2%	14				
15	(株)タワニス	1	30,780,000	0.4%	15				
16					16				
17					17				
18					18				
19					19				
20					20				
合計		39	7,052,840,000		合計		39	7,021,836,000	

\* 企業の当初契約金額が大きい順に記入を行うこと。

## ■ 評価

事務所ごとの応札状況(年度別平均落札率、各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額および受注割合、月別平均落札率の推移)をホームページに公表し、透明性を確保することができた。

今後も、事務所ごとの応札状況の透明化、情報公開に引き続き取り組んでいく必要がある。

## ■ 全体評価

中国地方整備局では、平成24年11月に中国地方整備局コンプライアンス推進本部を設置し、毎年度策定するコンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスの推進を図ってきたところである。

平成28年度においても、コンプライアンス・アドバイザー委員会の提言を踏まえた推進計画を平成28年3月29日に推進本部が決定し、コンプライアンス推進責任者の指導の下、各取組みについて、その効果が高まるよう、工夫しながら積極的に取組みを推進してきたところであり、eラーニングやコンプライアンス・ハンドブックの活用などの新たな取組みも含め、各取組みとも計画どおり実施できた。管理職員に対して実施したアンケートにおいても、「コンプライアンスを自分自身のこととして高い意識を持って行動できた」と99.7%の職員が回答するなど職員の意識は着実に向上し、職員が遵守すべきルールとして職場に定着してきたといえる。

一方、これまでの取組みによって、職員のコンプライアンスに対する意識は着実に向上し、職員が遵守すべきルールとして定着してきたところであるが、国土交通省では一部とはいえ、未だに発注事務に関し国民の信頼を相当程度損なう事案が見られることは事実であり、現状に満足することなく、職員のコンプライアンス意識をより高いレベルで維持していけるよう、継続して取り組んでいく必要がある。

組織に対する国民の信頼は一朝一夕で得られるものではなく、日頃からの積み重ねが大切であり、職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守することの重要性を深く認識し、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に対応し社会的責任を果たしていくという意識を常に持ち行動することが重要である。

今後は、一定の成果を上げてきたこれまでの取組みの継続を基本とし、より一層効果を高める工夫を凝らし、コンプライアンスの推進を図っていく必要がある。